

第2部 第4次東広島市障がい者計画

第1章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念

「障害者基本法」では、全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現をめざすことを基本的な考え方としています。

本市では、最上位計画である「第五次東広島市総合計画」において、5つの柱からなる「まちづくり大綱」の福祉分野において「誰もが生き生きと暮らせる地域共生社会の実現」という基本方針を掲げています。この考え方は、誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくために、支え合い、助け合い活動の活発な展開による福祉のまちづくりをめざすものです。

本市の福祉施策は、この考え方に基づいて様々な取組が実行されます。

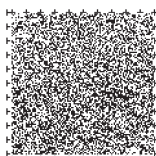
前期計画においては「地域共生のまちづくり ～すべての人にとって暮らしやすい社会をめざして～」という基本理念を掲げ、様々な取組を推進してきました。

この基本理念は「第五次東広島市総合計画」の方針にもつながるものであり、本計画においても、この基本理念を継承し、地域全体で障がいのある人への福祉施策の総合的な推進を図り、全ての障がいのある人が自分らしく暮らせる地域共生のまちづくりをめざします。

● 本計画の基本理念 ●

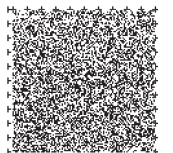
地域共生のまちづくり

～ すべての人にとって暮らしやすい社会をめざして ～



【2】施策体系

施策分野	施策の方向
1 障がいへの理解の促進と配慮	1 理解を深める啓発活動の推進 2 学びの場の充実 3 情報アクセシビリティの向上
2 差別の解消と権利擁護の推進	1 差別の解消と虐待の防止 2 権利擁護の推進
3 療育・保育・教育の充実	1 療育体制の充実 2 障がいのある子どもへの切れ目のない支援 3 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 4 放課後等の活動支援
4 地域における生活支援の充実	1 暮らしの場の確保 2 相談支援体制の充実 3 地域移行・地域定着の推進 4 障害福祉サービス等の充実
5 自立と社会参加の促進	1 理解を深める交流の場づくり 2 生涯学習の振興 3 移動手段の確保
6 雇用・就労の促進	1 雇用・就労支援の推進 2 就労機会の拡充と定着
7 健康づくりへの支援の充実	1 健康づくり・健康管理の推進 2 医療と福祉の連携
8 安全・安心な福祉のまちづくり	1 ユニバーサルデザインのまちづくり 2 防災・防犯の推進 3 地域福祉の推進



第2章 施策の展開

施策分野1 障がいへの理解の促進と配慮

1 理解を深める啓発活動の推進

【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、障がいに対して、周りの人が「理解していると思う」人は6割以上を占めていますが、そのうち「十分に理解していると思う」への回答は僅かです。特に精神障がいのある人の約4割が「理解していないと思う」と回答しています。
- 市の「障害者コミュニケーション条例」及び「手話言語条例」の認知率は、いずれも1割未満と低い状況で「どちらも知らない」人が9割以上を占めています。知っている人における認知経路は「市の広報紙やホームページ」が最も多くなっています。

- 地域住民に対して、障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、合理的配慮の提供など、地域共生社会の実現に向けた啓発活動の充実が必要です。

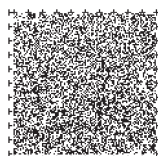
【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
広報・啓発活動の推進	・ 障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、市の広報紙やホームページ、パンフレットや社会福祉協議会の広報紙等、様々な媒体を通じて啓発に向けた広報の充実を図ります。 ・ 本市の「障害者コミュニケーション条例^{※1}」及び「手話言語条例^{※2}」について、出前講座の開催をはじめ、パンフレットの配布など、周知と啓発に向けた活動に取り組めます。	障がい福祉課
あらゆる機会を通じた理解の促進	・ 障害者週間^{※3}におけるシンポジウムやフォーラム、講演会等各種行事の開催により、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深める取組を推進するとともに、より多くの市民の参加を促進します。	障がい福祉課

※1 「障害者の意思疎通手段の確保等に関する条例」(平成31年4月施行)

※2 「手話言語の認識の普及に関する条例」(平成31年4月施行)

※3 毎年12月3日から12月9日までの1週間



2 学びの場の充実

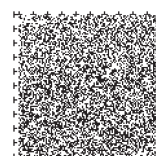
【現状と主な課題】

- 18歳未満のアンケート調査では、発育、発達上の支援が必要な子どものために必要なこととして「保育士や教職員が障害への理解を深めること」「周りの子どもが障害への理解を深めること」が多くなっています。

- 教育や保育の場において、保育士や教職員が障がいへの理解を深めることはもちろん、児童・生徒に対して、子どもの頃から障がいや障がいのある人に対する福祉教育の推進や人権尊重意識の醸成を図ることが必要です。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
幼少期からの教育	・ 保育所等において、手話を取り入れた歌やリズム遊びをはじめ、福祉に関する絵本やDVD等の視聴覚教材を保育に取り入れるなど、体験的に福祉を学ぶ場の充実に取り組みます。 ・ 小学校における総合的な学習の時間や中学校における職場体験学習等を活用し、福祉に関する体験的な学習を実施するなど、児童・生徒の発達段階に応じた福祉教育を推進します。	保育課 指導課



3 情報アクセシビリティの向上

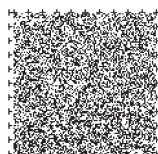
【 現状と主な課題 】

- 18 歳以上のアンケート調査では、コミュニケーションをとるときに困ることについて、身体障がいのある人は半数近くが「困ることはない」と回答していますが、知的及び精神障がいのある人では「一度にたくさんのことを言われると混乱する」「自分の言いたいことが相手に伝わらない」など困る場面が多く回答されています。特に知的障がいのある人では「災害時などの緊急の連絡ができない」ことなどが多く回答されています。
- 18 歳未満のアンケート調査では、コミュニケーションをとるときに困ることについては、8 割以上の保護者が「ある」と回答し、特に知的障がいのある子どもや発達障がいの診断を受けている子どもの保護者ほど多くなっています。

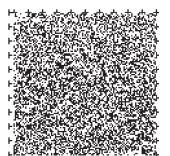
- 本市の「障害者コミュニケーション条例」及び「手話言語条例」について、障がいのある人だけでなく、市民に対する周知を図る取組の充実が必要です。
- 障がいの特性に応じた分かりやすい情報発信や情報提供が必要です。

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
分かりやすい情報提供	・ 障がい福祉制度の手引きや障害福祉サービス事業所ガイド、聴覚障害者等インフォメーションサービス事業（メール・FAX）を通じて、障害福祉サービスなど必要とされる情報の提供を行います。 ・ ふりがなや「やさしい日本語」の活用、絵や図などの視覚的な情報の活用など、個々の障がい特性に配慮した方法によって分かりやすい情報提供を行います。	障がい福祉課
広報活動の障がい特性への配慮	・ 広報番組や市長記者会見での手話通訳、市の広報紙の音訳と点訳、市のホームページの音声読み上げ機能の入れ替え等、障がいの特性に配慮して情報を提供します。	広報戦略監 障がい福祉課
刊行物等における配慮	・ 市が発行する刊行物等において、聴覚障がいや視覚障がいなど、障がいの特性に配慮した二次元コードや音声コード等を活用した情報提供に努めます。	障がい福祉課
情報ツール等の活用	・ 聴覚障害者等インフォメーションサービス事業やインターネット映像通信サービスによる手話通訳等、情報バリアフリー化のための取組を推進します。	障がい福祉課



取組名	取組内容	担当課
手話技能を有する職員の配置	・ 庁内にろうあ者専門相談員を配置し、手話講座や「手話言語条例」「障害者コミュニケーション条例」等の研修会を実施して、職員の手話技能の向上や理解の促進を図ります。	障がい福祉課
手話通訳者・要約筆記者の確保	・ 手話、要約筆記奉仕員養成講座を実施するとともに、手話通訳者養成研修等の情報を発信し、東広島市手話通訳者・要約筆記者派遣事業への登録を促進します。	障がい福祉課
各種養成講座の開催	・ 手話、要約筆記、音訳、点訳の奉仕員養成講座を開講し、支援者の資質向上と量的な拡大を図ります。	障がい福祉課
多様なコミュニケーションへの配慮	・ 庁内の窓口にコミュニケーション（対話支援）、タブレット（音声認識）等のコミュニケーションツールを設置し、障がいの特性に応じたコミュニケーションを図ります。	障がい福祉課
緊急時の対応	・ 休日や夜間等に発生する緊急の手話通訳派遣に対応できる手話通訳者の確保を図ります。	障がい福祉課



施策分野２ 差別の解消と権利擁護の推進

１ 差別の解消と虐待の防止

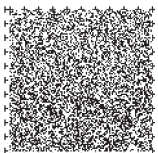
【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、差別や嫌な思いをした経験が「ある」人は約４割で、特に知的及び精神障がいのある人に多くみられます。また、発達障がいの診断を受けている人や若い年齢層においても、嫌な思いをした経験がある人が多くなっています。

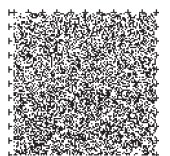
- 障がいのある人が、差別や虐待等を受けることなく地域で安心して生活できるよう、差別や虐待の防止を含む取組の充実が必要です。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
障害者差別解消法の周知	・ 広島県が作成した障害者差別解消法リーフレットを活用して、社会的障壁や特性理解等、市内協力機関、市民に広く周知を図るとともに、出前講座を実施し、差別行為の認識や障がいへの理解を深め、差別の解消を図ります。また、義務化された合理的配慮の浸透を図るため、積極的に周知・啓発を行います。	障がい福祉課
障害者差別解消支援地域協議会の設置	・ 「東広島市高齢者及び障害者に係る虐待防止ネットワーク委員会及び東広島市障害者差別解消支援地域協議会」を開催し、相談件数等の報告や意見交換、情報の共有をはじめ、障がい者差別解消推進のための取組に関する協議を行います。	障がい福祉課
虐待防止に関する啓発	・ 市の広報紙やリーフレット等の活用や施設職員を対象とした研修、権利擁護に関する知識の共有化などを通じて、障がいのある人に対する虐待防止について啓発活動を推進します。また、障がい特性を知らないために起こる虐待を防止するための啓発に取り組みます。	障がい福祉課



取組名	取組内容	担当課
虐待に関する相談支援	東広島市障がい者虐待防止センターに設置している虐待に関する相談窓口において、障がいのある人やその家族、支援者等からの相談に対応するとともに、通報者に不利益とならないよう配慮します。また、必要に応じて訪問による相談を行い、虐待の早期発見、早期対応に努めます。	障がい福祉課
養護者への支援	虐待防止に向け「はあとふる」において、家族等の養護者のストレスを解消できる場の確保や相談に対応します。	障がい福祉課
児童・高齢者の虐待関係部署との連携	児童虐待や高齢者虐待の対応を行っている部署と連携し、虐待事例に対応できる体制を整備します。また「東広島市高齢者及び障害者に係る虐待防止ネットワーク委員会及び東広島市障害者差別解消支援地域協議会」や「権利擁護関係者会議」の開催により、虐待防止に向けた体制の強化を図ります。	障がい福祉課 地域包括ケア推進課 こども家庭課
行政サービスにおける配慮	職員対応要領に基づき、市の事務や事業の実施にあたって、不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人への社会的障壁を除去するため、必要かつ合理的な配慮を行います。また、職員への必要な研修を実施し、職員の理解と認識を深めるよう努めます。	職員課



2 権利擁護の推進

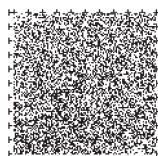
【 現状と主な課題 】

- 18歳以上のアンケート調査では「成年後見制度」を内容まで知っている人は、おおむね4人に1人の割合です。認知経路は「新聞や雑誌の記事、テレビのニュースなど」が最も多くなっていますが、知的障がいのある人では「社会福祉協議会や福祉施設、相談支援事業所」「障害者団体や家族会」から知った人も多くみられます。また、今後の利用については、知的及び精神障がいのある人、発達障がいの診断を受けている人で意向を示す人が多くなっていますが、利用したいと思わない理由としては「家族がいること」が大きな理由となっています。

- 障がいのある人においても、今後、進行するとみられる高齢化を見据えて、総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、対象となる人の早期発見など、地域における権利擁護に関する取組の強化が必要です。そのため、制度の内容についての分かりやすい情報提供や本市に設置された中核機関である「権利擁護ステーション」の周知に向けた取組など、適切な利用の促進が必要です。

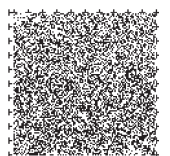
【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
権利擁護に関する啓発の推進	・ 具体的な事例や守られるべき権利について、事例集や市と広島県障害者権利擁護センターにおいて作成したパンフレット等の活用をはじめ、講座や講演会、セミナーの開催等を通じて、権利擁護の周知、啓発を図ります。	障がい福祉課
権利擁護等の窓口の周知	・ 本市の中核機関である「権利擁護ステーション」の周知を図るとともに、高齢者や障がいのある人、子育て家庭や生活困窮などの分野を超えて、既存の体制では解決困難な相談を専門家が支えることで、市民の権利や尊厳が維持し、社会の一員として尊重されるよう権利擁護支援体制の強化を図ります。 ・ 障がいのある人が差別や権利侵害を受けている場合は、「はあとふる」で相談に応じるほか、必要に応じて関係機関につなぎます。また、東広島市社会福祉協議会権利擁護センターの周知を図り、成年後見制度の普及、啓発を促進します。	障がい福祉課



取組名	取組内容	担当課
成年後見制度利用 支援事業の実施	・ 成年後見制度の利用が必要と認められる場合には、関係機関と連携して迅速に対応し、必要な支援を行います。	障がい福祉課
生活サポート事業 の活用	・ 障がいのある人が地域生活において受けるおそれのある権利侵害の防止を図るとともに、生活全般の相談や困っていること等を支援するため、生活協力員が利用者宅等を訪問します。また、生活協力員の質や技術力の向上を図ります。	障がい福祉課
支援者を支える取 組	・ 支援者が一人で抱え込まないように、ケア会議やSKH※の開催、初任者研修や中堅職員研修をはじめ、個別の相談を実施します。	障がい福祉課
支援者の専門性を 高める体制整備	・ 支援者に虐待防止センターとSKHが連携した新人職員や中堅職員を対象とした研修、社会福祉協議会で開催される権利擁護セミナーへの参加を促進し、質や技術力の向上を図ります。	障がい福祉課
権利を守るシステ ムの創設	・ 障がいのある人が自身の生活や権利について相談しやすい、また、障がいのある人を支援する人が悩みや課題を抱え込まないよう、研修会や相談ができる制度の創設に向けた検討を行い、地域の権利擁護意識の向上を図ります。	障がい福祉課

※ 東広島市自立支援協議会 障害者支援施設連絡会



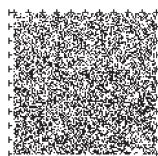
施策分野3 療育・保育・教育の充実

1 療育体制の充実

【現状と主な課題】

- 18歳未満のアンケート調査では、回答者のうち全体の8割近くの子どもが発達障がいの診断を受けています。身体障がいのある子どもは、おおむね4人に1人が難病の診断を受けており、また、おおむね3人に1人が医療的ケアを必要としています。
- 介助者が求める支援としては「相談支援や情報提供の充実」が最も多く、子どもの発達の遅れや障がいに気付いたとき、ほしいと思った情報として「実際に何をすればよいのかが分かる情報」「相談先についての情報」「療育機関や専門の医療機関についての情報」が求められています。
- 相談先に求めることとしては「障害の特性に応じて専門の相談ができること」が最も多く、次いで「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」「1か所でどんな相談にも対応できること」などの順となっています。また、子どものために必要なこととして、約6割の保護者が「身近な場所で子どもの発達について相談できる場所を増やすこと」「相談したいときに素早く、スムーズに相談できること」「発育や発達上の課題を早期に発見できる体制を充実すること」が求められています。

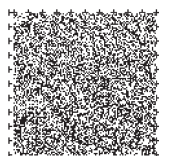
-
- 障がいのある子どもを持つ保護者は、相談支援に関する情報提供、特に療育機関や専門の医療機関に関する情報をはじめ、具体的にすべき行動についての情報など、障がいの特性に応じて、素早く1か所で専門の相談ができる身近な相談場所を求めています。療育機関等に関する情報入手手段の周知をはじめ、発達障がい支援コーディネーターによる相談支援の充実など、発達に障がいのある子どもの早期発見及び早期支援体制の充実が必要です。
 - 適切に医療機関につなぐ体制の整備が必要であるとともに、乳幼児健診等、子どもの成長に応じた適切な時期における健診の実施等により、障がいの早期発見に努めるとともに、早期に療育治療につながるよう、支援が必要です。
-



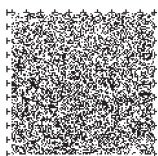
【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
乳幼児健康診査の実施	適切な時期に乳幼児健康診査※の受診ができるよう、受診勧奨や体制の整備に努めます。	こども家庭課
幼児健康診査後の相談支援	- 幼児健康診査の受診後に、継続的な支援が必要な子どもを対象に、個別相談や電話相談の利用、健診事後教室の参加を実施します。また、臨床心理士等の専門職によるペアレントトレーニングを実施するなど、保護者への支援を強化します。 - 療育機関との連携を継続するとともに、必要な支援を切れ目なく受けることができる体制を整備します。また、保護者の了解のもと、保育園等と連携して支援します。	こども家庭課
就学時健康診断の実施	小学校就学前に就学時健康診断を実施するとともに、教育相談窓口を開設し、入学に向けての相談支援、医療機関等との連携を図ります。また、健康診断を受けることが難しい児童に必要な配慮を検討します。	学事課
児童発達支援等の充実	支援を必要とする子どもが身近な地域で療育を受けられるよう、自立支援協議会と連携して、事業所に対して障害福祉サービスの充実に向けた働き掛けを行います。また、療育機関を充実させるための取組方法を検討します。	障がい福祉課
保育所等への直接支援	希望する保育所等の事業所見学を受け付け、子どもの特性に応じた訓練や支援方法、アドバイス等の直接支援を行います。また、放課後等デイサービス等を通じて、小学校に入学した直後の児童をサポートします。	障がい福祉課
研修等の充実	研修会への参加を通じ、支援にあたる職員の知識や支援技術等の向上と啓発に取り組みます。また、地域の理解を促進するため、保育所、幼稚園等や小中学校の職員を対象とした研修会の充実を図ります。	障がい福祉課 こども家庭課 保育課 指導課

※ 3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査



取組名	取組内容	担当課
発達障がいの専門医療機関紹介	広島県内の専門医療機関の情報が掲載される県のホームページを周知します。また、子ども発達相談サポートナビを相談者や自立支援協議会等で周知するとともに、相談に活用します。	障がい福祉課
庁内関係課の連携体制の強化	発達障がいのある人に対して、個別の状況に応じて支援できるように、関係課が連携して支援に努めます。	障がい福祉課 こども家庭課 保育課 指導課 青少年育成課
聴覚障がい児への療育に関する交通支援	聴覚障がいのある子どもが市外の療育機関へ通う場合などに、交通費の一部助成等の支援を行います。	障がい福祉課
身近な地域での支援力向上	- 障がいのある子どもを持つ親が少人数で集う会の開催等、保護者同士のつながりを支援するとともに、SNS等を活用して、ペアレントメンターについての広報活動を推進します。 - 保育施設等の職員に対して、障がいのある子どもへの支援方法について技術力の向上を図れるよう、保育所巡回相談を実施します。また、保育コーディネーターとしての役割や保護者を含む支援について知識を深められるよう、研修会や学習会等を実施します。	障がい福祉課 保育課
療育待機者への支援	療育待機児童相談業務を実施するとともに、利用の促進に向けて周知活動等に取り組みます。	障がい福祉課



2 障がいのある子どもへの切れ目のない支援

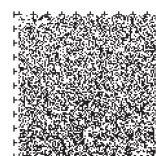
【現状と主な課題】

- 18歳未満のアンケート調査では、困っていることや悩みについては「子どもが大人になってからのこと」をはじめ「就学・進学・教育のこと」「家族・学校・職場・近所などでの人間関係」「仕事・就職のこと」など、将来のことや就学、就職と人間関係についての不安が多くなっています。また、子どもが18歳以上の成年期を迎えた後については、身体障がいのある子どもでは「一般企業への就職」が最も多く、精神障がいのある子どもや手帳を持たない子どもでは「専門学校や大学への進学」を希望しています。しかし、おおむね4人に1人の保護者が「分からない」と回答しています。

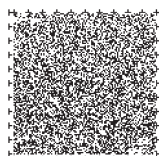
- 子どもの将来に対する不安も大きいことがうかがえます。相談や指導、通園、通所といった子どもの状況に応じた支援が切れ目なく円滑に行われるよう、関係機関との連携が必要です。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
ライフステージ移行に伴うケア会議の実施	・ 生活環境が大きく変わる節目ごとに、関係機関と連携してケア会議を実施します。また、児童・生徒の就学先となる市外の特別支援学校等との連携を行います。	指導課
移行支援会議の開催	・ 障がいのある子ども一人一人が、就学を含め、学校生活において必要な支援が受けられるよう、療育機関等の関係機関や教育機関が連携し、必要に応じて移行支援者会議等を開催するほか、個別の教育支援計画や就学支援シート等を活用します。	保育課 指導課
障がいのある子どもの受け入れの推進	・ 加配保育士の確保や保育の質の向上、教育補助員の配置を進め、保育所や幼稚園等における障がいのある子どもの受け入れ環境を整備します。また、医療的ケアの必要な子どもの受け入れに向け、看護師の確保に努めます。	保育課 指導課 学事課
療育と教育の連携強化	・ 障がいのある子どもへの対応を充実するため「はあとふる」と教育機関が教育委員会連携会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、不適応等の早期発見、早期対応に努めます。	障がい福祉課



取組名	取組内容	担当課
保育所、幼稚園、小学校等関係機関の連携	・ 集団生活や就学が円滑に行えるよう、保育所、幼稚園や小学校等と連携を図り、就学前から就学後へと、切れ目のない支援体制の整備に努めます。	保育課 指導課
サポートファイルの活用	・ サポートファイルの周知と利用の促進に向けて、利便性の向上に向けた活用方法を検討します。また、ケア会議や障害福祉サービスの申請時などに、「はあとふる」や庁内の窓口において、希望者にサポートファイルを配布するとともに、障害福祉サービス更新時に記載状況の確認に努めます。	障がい福祉課
医療的ケア児への支援体制の強化	・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係課による庁内連携体制の強化を図るとともに、広島県医療的ケア児支援センター、地域の相談員、医療機関、訪問看護ステーション等の関係機関との連携強化を図ります。	障がい福祉課 こども家庭課 保育課 指導課 学事課



3 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

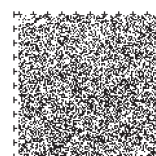
【 現状と主な課題 】

- 18歳未満のアンケート調査では、発育、発達上の支援が必要な子どものために必要なこととして、半数以上が「学校でインクルーシブ教育を積極的に推進すること」を求めています。

- 通園、通学先等で、障がいの特性や発達に応じた支援が求められています。特別支援教育等の推進が必要である一方で、インクルーシブ教育の推進に対するニーズも高くなっています。障がいや発達の程度に応じて、柔軟な選択が可能となる支援体制の構築が必要です。

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
特別支援教育の推進	・ 「インクルーシブ教育」の理念に基づき、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な「学びの場」の充実を図ります。また、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成、活用し、特別な支援を必要とする子どもへの支援を充実します。	指導課
専門職の資質向上支援	・ 子どもに関わる職員への研修や学校訪問指導、巡回相談等の充実を図り、教育、保育や子育て支援に係る専門職の資質向上のための支援に努めます。	指導課 保育課
各種サポーターの配置	・ 特別支援教育の充実を図るため、子どもの実態に応じて、学校教育支援員、教育補助員を適切に配置するとともに、特別支援教育サポーター、特別支援教育大学生サポーターを必要に応じて派遣します。	指導課



4 放課後等の活動支援

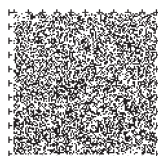
【 現状と主な課題 】

- 18歳未満のアンケート調査では、現在、利用している障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」が最も多く、今後利用したい障害福祉サービスについても「放課後等デイサービス」が最も多く、ニーズの高い障害福祉サービスです。
- 介助や支援に関する不安や悩みとしては「精神的な負担」や「経済的な負担」をはじめ「何かあったときに介助を頼める人がいない」「障害について学ぶ場が少ない」などが続き、必要としている支援についても「経済的な支援」のニーズが高くなっています。なお、一時的に介助ができなくなった場合は「別居している親族」や「同居しているほかの家族」への依頼が多くなっています。

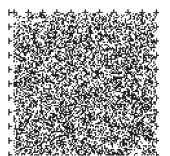
-
- 「放課後等デイサービス」をはじめとする、ニーズが高い障害福祉サービスにおける受け入れ体制の確保が必要です。また、家族介助者の負担の軽減を図ることが必要です。
 - 短期入所（ショートステイ）だけではカバーできない支援について、社会資源の活用を検討などが必要です。
-

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
放課後活動等の支援	・ 放課後児童クラブ（いきいきこどもクラブ）において、特別支援加配支援員の確保や環境の整備に努めます。	青少年育成課
放課後等における訓練の場の提供	・ 放課後や長期休暇中の障がいのある子どもを対象とした、生活能力向上のための訓練等、社会との交流を促進する場を提供するとともに、ニーズに応えるため、事業所の整備に努めます。	障がい福祉課
長期休暇中等における余暇活動支援	・ 放課後や長期休暇中の障がいのある子どもを対象とした、余暇活動を支援するためスポーツ、文化活動を実施します。	障がい福祉課
長期休暇等の支援	・ 障がいのある子どもの長期休暇中等の余暇の充実に向けて、既存の人材や施設等の活用や連携を自立支援協議会等で検討します。また、希望する活動を自ら選んで活動できるよう、情報の発信に努めます。	障がい福祉課



取組名	取組内容	担当課
日中活動の場の提供	・ 介護者が不在のときなどに、日中の活動の場を提供するとともに、日中一時支援事業の適切な支給決定に努めます。	障がい福祉課



施策分野 4 地域における生活支援の充実

1 暮らしの場の確保

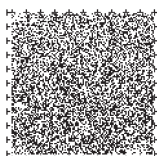
【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、自宅（アパートなどを含む）で一人暮らしをしている人は2割未満で、ほとんどが身体及び精神障がいのある人です。地域で安心して暮らすために必要な支援として「障がいのある人にとって暮らしやすい住まいの確保」のニーズは高くなっています。

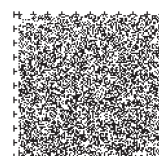
- 障がいのある人の高齢化や「親亡き後」に備え、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズに応じた生活支援の充実が必要です。また、障がいのある人が、地域で生活するために一人暮らしを始める場合など、賃貸住宅の保証人の確保に向けた支援や不動産会社への理解の促進など、支援の充実が必要です。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
住まいの確保	・ 住まいを確保するため、障害福祉サービスの共同生活援助（グループホーム）の適切な支給決定や福祉ホーム入居の支援に努めます。	障がい福祉課
住まいの整備への支援	・ 日常生活用具給付事業の給付費の増額等を行うとともに、住宅改修制度を活用し、住まいの整備を支援します。	障がい福祉課
グループホーム等の整備	・ 各種制度の周知を図り、グループホーム等の整備を促進します。	障がい福祉課
市営住宅への入居支援	・ バリアフリー化した市営住宅や車椅子生活に対応した市営住宅の提供に努めます。また、障がいのある人が市営住宅に入居しやすくなるように、市営住宅入居の選考で有利となるよう配慮します。	住宅課
不動産業者等への理解促進	・ 広島県居住支援協議会と連携し、障がいのある人など、住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとして登録された民間賃貸住宅に関する情報の提供に努めます。	住宅課



取組名	取組内容	担当課
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の充実	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しながらも、保証人がいないなどの理由により、入居が困難な知的障がい、精神障がいのある人に、入居に必要な調整等を行います。	障がい福祉課
保証人制度に関する情報提供	家賃債務保証制度等の活用に関する情報の提供に努めます。	住宅課

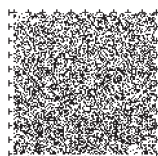


2 相談支援体制の充実

【現状と主な課題】

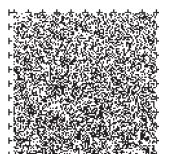
- 18歳以上のアンケート調査では、相談先に対しては「1か所でどんな相談にも対応できること」を筆頭に「障害の特性に応じて専門の相談ができること」「身近な地域で気軽に相談できる場所が増えること」「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」の順に多くなっています。
- 相談支援専門員の「名前や顔を知っている」人は、全体では2割未満ですが、知的障がいのある人では3割を占めています。
- ほかの障がいのある人のためにできることについては、全体では「悩みを聞くことや相談相手になること」が最も多く回答されていますが、精神障がいのある人では「ごみ出し」や「電球の取り替え」など、できることが多く回答されています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「身近な場所ですぐに相談できる場所を増やす」が上位に回答されています。
- 主な介助者は、60代以上で約半数を占めています。また、60代以上の介助者の多くが自身の健康に不安を感じています。
- 介助者がなくなった場合、身体及び知的障がいのある人では「身の周りの世話をしてくれる人の確保」に不安を感じる人が多く、知的障がいのある人ではこのほか「災害時の避難支援」や「緊急時の居場所の確保」、精神障がいのある人では「経済的な支援」や「進学や就職に向けた支援」に不安を感じる人が多くなっています。

-
- 「身近な地域で気軽に、そしてワンストップで」というニーズがうかがえます。障がいの特性や年齢など個別の状況に対応できること、また、障がいや日常の悩みをいつでも気軽に相談できる窓口として「東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」をはじめ「HOTけんステーション」等関係機関との連携の強化、そして、それらの窓口の周知と相談支援機能の充実が必要です。
 - 障がいのある人の様々なニーズや困難事例に対応できるよう、研修等の充実による相談支援専門員の技術の向上を図ることが必要です。
 - 障がいのある人の高齢化に伴い、家族介助者も高齢化し、健康に不安を持つ人が多く、家族介助者の負担の軽減を図ることが必要です。
-

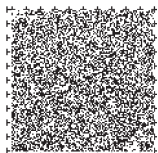


【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
相談窓口の周知と機能強化	・ 一般相談や発達専門相談、就労専門相談、虐待相談に対応する基幹相談窓口として「はあとふる」を様々な手段を通じて周知し、相談機能の強化を図るとともに、地域において日常的な相談に対応できる体制の構築に取り組みます。また、障害福祉サービス事業所ガイドや市のホームページ等を活用し、各相談機関の情報の集約化を検討します。 ・ 自立支援協議会の相談支援事業所連絡会等で事例検討会や研修会を開催し、多様化する相談の円滑な対応について検討するとともに、子どもの相談に対して庁内の関係課や関係機関との連携を強化します。 ・ 発達障がいに関する相談員のスキルアップに努めるとともに、関係機関との連携の強化を図ります。	障がい福祉課
身近な地域における相談機関等の充実	・ 特定、一般相談支援事業の量的、質的な充実に向けて、各法人等開設の働き掛けや研修の案内を行うなど、障害児相談支援事業所における計画相談の受け入れ可能件数の拡充に努めます。また、自立支援協議会で事例を検討し、支援者の質の向上や情報の共有を図ります。 ・ 相談支援事業所の拡充や相談支援専門員の確保に向けた効果的な取組について検討します。	障がい福祉課
地域相談支援体制の確保	・ 「障害者総合支援法」による地域相談支援により、24時間体制等、緊急時の対応を含む相談支援体制の確保を図ります。また、地域定着支援の利用者の増加や地域拠点体制の整備の対応について検討します。	障がい福祉課
市役所窓口での相談支援	・ 庁内にろうあ者専門相談員、福祉サービス利用支援員を配置し、障がいのある人の相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課
ケアマネジメントの充実に向けた研修	・ 市内の相談支援専門員が適切なサービス等利用計画の立案ができるよう、自立支援協議会の相談支援事業所連絡会等で事例検討会や研修会を開催します。また、研修の場を活用して、事業所間の連携の強化を図ります。	障がい福祉課



取組名	取組内容	担当課
サービスの移行連携	障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時のサービスや支援者の変更等に、介護保険相談員等による相談、支援を実施します。また、地域包括支援センターに介護保険サービスへの移行対象者の情報を提供し、個別にサービス移行への支援を実施します。	介護保険課 地域包括ケア推進課
事業者への支援・指導の充実	障害福祉サービスの質の向上と障害福祉サービスを提供する側の人材育成を図るため、多様な事業者への支援、指導の充実に努めます。	障がい福祉課
家族の休息や緊急時の支援	家族等の支援者の急病や虐待など、緊急時に対応する地域生活支援システムについて、関係機関への周知や事前登録制度の要件の見直し等を実施します。	障がい福祉課
地域生活支援拠点の利用促進	地域生活支援システムの事前登録者を増やすため、重層的支援体制整備事業を活用し、地域生活支援システムの周知を図るとともに、登録を促します。	障がい福祉課
ピアカウンセラー・ピアサポーターによる相談支援	広報等を活用し、地域で暮らす障がいのある人が、同じ障がいを持つ仲間の相談に応じ、地域生活について助言し、サポートするピアカウンセリング事業やピアサポーター事業を推進します。また、知的、精神分野のピアカウンセラー、次世代のカウンセラーの育成に努めます。	障がい福祉課
当事者活動への支援	当事者が相互に支援し合うことや当事者の意見を反映させるグループ活動や自立支援協議会への参加、交流の場の提供など当事者活動を支援します。	障がい福祉課



3 地域移行・地域定着の推進

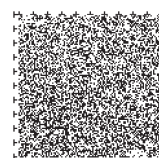
【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、地域で安心して暮らすために必要な支援として「医療や生活に係る費用負担の軽減」をはじめ「病院や施設、市などの連携」「相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえること」が求められています。
- ピアサポート活動については、積極的な参加希望者は現状では少ない状況ですが「具体的な内容を聞いた上で参加を検討してみたい」が約3割を占めています。

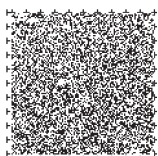
-
- ピアサポート活動に対して、積極的な参加意向を持つ人は少ないものの、具体的な内容を聞いた上で参加意向を示す人は一定程度みられることから、どのような活動で、参加することによってどのような効果が期待できるのか、きめ細かな情報提供によって参加や活動を促進していく必要があります。
-

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
地域移行・地域定着に向けた環境整備	・ 医療機関や関係機関と情報連携するとともに、市のホームページに障害福祉サービス事業所ガイドの掲載、自立支援協議会精神保健福祉部会で退院支援の実施に向けた協議等を実施し、地域移行、定着の支援に努めます。	障がい福祉課
ピアカウンセリングの実施	・ サロンや電話でピアカウンセラーによる相談や地域交流会を実施するとともに、ピアサロン等でピアサポーターの活動を支援します。 ・ 知的、精神分野のピアカウンセラーの育成やピアサポーターの養成に努めるとともに、勉強会等を開催し、ピアカウンセラーの質や技術力の向上を図ります。 ・ 施設や病院の職員を対象とした研修、住民自治会や民生委員等を対象とした研修を実施し、ピアカウンセリングについての理解を促進します。 ・ フォローアップの勉強会や地域移行の説明会等を実施し、ピアサポーターとつながる機会をつくります。	障がい福祉課
自立生活へ向けた支援	・ 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人暮らしが体験できる地域生活体験事業を推進します。	障がい福祉課



取組名	取組内容	担当課
退所、退院後の地域移行に向けた支援	自立支援協議会の精神保健福祉部会において、長期入院者の地域移行や地域で安心して生活できる地域定着を推進するため、医療機関や関係機関と連携し、退所、退院後に、地域で安心して生活できる支援体制の構築に取り組めます。	障がい福祉課
医療機関、関係施設との連携	一人一人の状況に応じたケア会議を開催するとともに、重層的支援体制整備事業の構築による地域ネットワーク会議において、関係機関との情報共有や連携を図り、複雑化、多様化するニーズへの対応をはじめ、緊急時の対応など、より有効な施策の構築に努めます。	障がい福祉課
関係機関の緊急対応体制づくり	東広島市障害者緊急保護等居宅生活支援事業をレスパイトケア、一時保護の機能として積極的に活用し、緊急であっても短期入所が利用できるよう支援するとともに、その周知を図ります。	障がい福祉課
地域定着の推進	障がいのある人が、地域で安心して暮らせるよう、自立支援協議会の相談支援事業所連絡会において、地域定着支援の事例の検討に取り組み、ロールモデルとして展開・推進に努めます。	障がい福祉課



4 障害福祉サービス等の充実

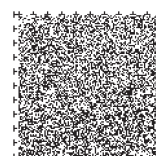
【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、今後、障害福祉サービスを利用しやすくするために「どのようなサービスがあるのか定期的に情報を提供してほしい」「申請や手続きの方法を分かりやすくしてほしい」「自分に適切なサービスをアドバイスしてほしい」の順に多く、分かりやすい情報提供が求められています。また、知的障がいのある人では「施設の職員などの人数を増やしてほしい」、精神障がいのある人では「自分に適切なサービスをアドバイスしてほしい」などが、それぞれほかの障がいに比べ多く回答されています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「障害福祉サービスを利用しやすくする」が上位に回答されています。
- 主な介助者が必要としている支援については「経済的な支援」のニーズが高くなっています。

-
- 障害福祉サービスの内容や申請の手続き等について、障がいの区分や特性に配慮した分かりやすい情報提供に努めるとともに、ニーズに応じた適切な利用の促進を図る必要があります。
-

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
障害福祉サービスの提供	・ 障がいのある人の生活を支援するために、障害者支援事業所等による障害福祉サービスの適切な提供に努めます。また、障がい特性に応じた支援に対応できるよう、職員研修やヘルパー支援部会等を開催するとともに、大学等との連携や資格取得のための助成金等により、人材不足の解消を図ります。	障がい福祉課
経済的負担軽減に向けた支援	・ 障がいのある人の経済的負担を軽減するため、法令等に基づく各種手当を支給するとともに、障害福祉サービスの手引きを市のホームページに掲載し、制度の周知を図ります。	障がい福祉課
窓口申請における負担の軽減	・ I C T（情報通信技術）の活用など、申請プロセスの改善を図り、窓口における申請者の負担の軽減に努めます。	障がい福祉課 D X推進監



施策分野5 自立と社会参加の促進

1 理解を深める交流の場づくり

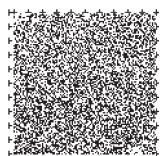
【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、地域の行事や活動について、約6割が「参加していない」と回答し、参加している人は少ない状況ですが、参加している活動としては「自治会の活動」や「趣味やサークルの活動」「お祭り・盆踊りなど」が多くなっています。
- 活動への参加者は近所付き合いが親密な人ほど多い傾向にあり、近所付き合いがない人の8割近くが「参加していない」と回答しています。

- 近所付き合いの親密さと地域活動への参加状況には相関がうかがえます。若い年齢層は近所付き合いが薄い人が多いことから、あらゆる世代の人が近所付き合いを深め、支え合い、助け合いの関係を築くことができるよう、啓発活動を推進する必要があるとともに、地域住民に対する「地域共生社会」に関する啓発活動の充実も求められます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
交流活動の推進	・ 庁内の窓口で配布している「障害福祉制度のてびき」に障がい者福祉団体、地域活動支援センターを掲載し、日中活動行事等の交流を紹介します。 ・ 市の広報紙やメールマガジン「スマイル通信」、聴覚障害者等インフォメーションサービス事業（メール・FAX）を活用して各種行事への参加を呼び掛け、地域で気軽に集まれる交流の場づくりを促進するとともに、相互理解を深めます。	障がい福祉課



2 生涯学習の振興

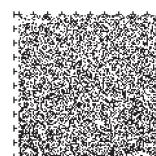
【現状と主な課題】

- 18歳未満のアンケート調査では、社会活動に参加しやすくなるために必要なこととして「障害の特性に応じた社会活動に関する情報の提供」が最も多く求められています。
- 手帳を持っていない子どもの保護者では「スポーツ活動や芸術・文化活動を適切に指導してくれる人」が求められています。

- 障がいの特性に応じた、社会活動に関する情報の提供に対するニーズも高くなっています。外出への支援をはじめ、社会参加を促進する取組の充実が必要です。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
生涯学習活動の促進	・ 「講座サークルガイドブック」を発行するなど、地域センター等での講座開催情報の周知に努めます。また、関連事業の一本化や分かりやすい情報提供の方法、参加しやすいイベントの仕組みづくりなどについて検討し、大学をはじめ関係機関、団体等と連携しながら生涯学習に取り組む機会を市民に提供します。 ・ さらに、電子図書館やオンラインを活用した学習支援などDXの活用も進めるとともに、こうした機能も活用しながら障がいの有無にかかわらず生涯学習ができる環境整備の充実を図ります。	生涯学習課 スポーツ振興課 文化課 青少年育成課
スポーツ参加機会の確保	・ 障がい者スポーツメニューの情報提供や周知、参加機会の充実を図るとともに、障がいのある人のニーズに応じて、スポーツ団体での受け入れ促進を図ります。	スポーツ振興課
文化・芸術の参加機会の確保	・ 美術館所蔵作品の図版等を活用した鑑賞教材を用いて作品を鑑賞する機会を提供する「どこでも美術館」、出土文化財や民具等を持参し、見て触ってその質感を体験する「どこでも博物館」、また市内の小学生を美術館に招待する「はじめて美術館」に加え、オンライン環境を活用し芸術に触れるデジタル美術館やホームページに公開した映像で学ぶデジタル博物館など、障がいのある人が文化芸術に触れる環境の充実を図ります。	文化課
余暇体験の充実	・ 障がいのある人が交流会やスポーツ、レクリエーション、文化活動、インターネットを通じた交流等、希望する余暇活動を体験できる機会や場を提供します。	障がい福祉課



3 移動手段の確保

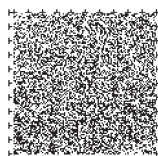
【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、外出時に困ることについては、障がい区分によって差がみられ、身体障がいのある人では「道路や歩道の階段や段差」が最も多く、知的障がいのある人では「出先で困ったときの対応」をはじめ「切符の買い方や乗り換え方法」「介助者の確保」、精神障がいのある人では「発作など突然の身体変化や周囲の目」などが、それぞれ多く回答されています。

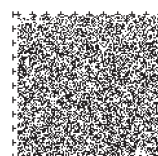
- 外出時に困ることは、障がいの区分や特性によってニーズが異なります。今後、ニーズの高まりが想定される移動支援の充実を図る必要があります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
利便性の高い交通ネットワークの構築	- 東広島市都市交通マスタープランや東広島市利便増進実施計画等に基づき、より利便性の高い交通ネットワークの構築に努めます。 - 黒瀬地区交通結節点の整備を推進し、交通結節点を活用した路線再編に努めます。	地域政策課
多様な移動手段の確保	- 重度障がいのある人へのタクシー券助成、NPO法人等による福祉有償運送の促進等、障がいのある人が様々な場面で利用できる移動手段の確保を図ります。また、担当部局と連携し、福祉有償運送制度の周知に努め、活用を希望する法人等に情報を提供するとともに、相談体制の充実を図ります。 - 福祉タクシーの普及や利用実態に合わせ、タクシー券助成等汎用的な事業との統合など、重度障害者移動支援事業の見直しを検討します。	障がい福祉課 地域包括ケア推進課
自動車運転への支援	身体に障がいのある人が、運転免許を取得する場合や自動車を改造する場合に係る費用の一部を給付します。	障がい福祉課
障害福祉サービスの利用	行動援護事業、同行援護事業、移動支援事業等、外出を支援するサービスの利用を促進します。	障がい福祉課



取組名	取組内容	担当課
割引制度等の情報提供	・ 障害者手帳を交付する際に配布する障害福祉サービスの手引きの中で自動車税の減免や有料道路通行料金の割引等の制度を紹介し、周知を図るとともに、分かりやすい説明に努めます。また「はあとふる」や自立支援協議会で各種研修情報等を発信します。	障がい福祉課



施策分野6 雇用・就労の促進

1 雇用・就労支援の推進

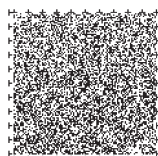
【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、今後利用したい障害福祉サービスは「就労移行支援」「移動支援」「就労継続支援（A型）」「自立訓練」の順に多く、現在の利用に比べて就労系の障害福祉サービスに対するニーズが多くなっています。

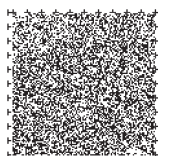
- 就労を中心とした訓練等給付に対するニーズも高く、市内の企業等を対象とした障がい者雇用に対する理解を深めるための啓発活動を充実するとともに、関係機関と連携した、障がい者雇用を促進するための情報提供の充実等が必要です。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
関係機関との就労支援ネットワークの強化	・「はあとふる」に就労支援コーディネーターを配置し、ハローワーク、広島中央障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、障がいのある人の就労相談、定着支援、離職後の支援等に取り組みます。また、途中で障がいの状態になった人の雇用継続を支援します。	障がい福祉課
就労体験実習の促進	・企業等で障がいのある人の職場体験実習を実施し、障がいのある人の雇用に対する理解を深めます。	障がい福祉課
障がいのある人の市職員への採用	・職員採用計画に基づき、障がいのある人を東広島市常勤職員として雇用します。また、会計年度任用職員等の任用枠に障がい者雇用枠を設けるなど、障がいのある人の雇用を促進します。	職員課
庁舎への喫茶コーナーの活用	・市役所内に設置している喫茶コーナーを障がいのある人の就労の場とし、広く市民とふれあう中で、障がいのある人に対する理解を促進します。	管財課



取組名	取組内容	担当課
就職ガイダンスの実施	障がいのある人と、障がいのある人の雇用を希望する企業等のマッチングを行う就職ガイダンスを実施します。	産業振興課
定着支援の推進	自立支援協議会の就労部会で、就労実績や就労支援の取組状況等の情報交換、就労の課題等について協議するとともに、アセスメント作成における技術力の向上と、企業との連携をテーマとした検討会を定期的に行います。	障がい福祉課

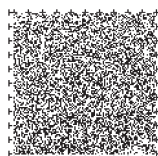


2 就労機会の拡充と定着

【 現状と主な課題 】

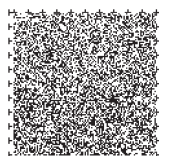
- 18歳以上のアンケート調査では、障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「就労のための支援や働く場を増やす」が上位に回答され、特に精神障がいのある人で多くなっています。
- 現在、正社員として働いている人は、おおむね5人に1人の割合で、40～50代の年齢層で多くなっています。知的障がいのある人や若い年齢層では、通所施設に通って賃金（工賃）をもらっている人が多く、通所施設に通っている人の約3割が一般就労への希望を示しており、特に精神障がいのある人で希望者が多くなっています。
- 現在、仕事をしている人の不安や不満をみると、精神障がいのある人では「賃金（工賃）が少ない」をはじめ「職場の人間関係」「収入が安定しない」など、ほかの障がいに比べて回答が多岐にわたっています。
- 障がいがあっても働きやすくなるために必要なこととして「障害があっても働ける場所が増えること」「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」などへのニーズが高くなっています。
- 本市では「農福連携」の取組が活発化しています。「農福連携」を内容まで知っている人は1割未満で、言葉だけ知っている人と合わせても2割未満です。しかし、農業に従事することに対しては、おおむね4人に1人が「関心がある」と回答しています。

-
- 特に精神障がいのある人は、ほかの障がいに比べ就労に対するニーズが高いことがうかがえます。障がいの特性に応じた就労場所の拡充、一般企業の障がい者雇用に関する理解の促進、また、一般就労への移行や工賃、賃金向上への取組の充実が必要です。
 - 一般就労に移行した人が職場に長く定着できるよう、障害福祉サービス提供事業者と連携し、啓発活動をはじめ、就労定着支援事業の利用を促進する必要があります。
 - 国の「農福連携等推進ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、本市の福祉事業所と農家とのマッチング事業や「東広島市農福連携支援制度（農業生産施設の附帯施設の整備）」の利用の促進など、多様な手段を活用して、障がいがあっても活躍できるまちづくりを推進していく必要があります。
-



【 具体的な取組 】

取組名	取組内容	担当課
自由な職業選択及び就労移行への支援	一般就労に向けた訓練や職場探し、多様な働き方・職業選択の担保といった職域拡大、就労後の職場定着のための支援を実施するとともに、就職準備フェアへの参加を呼び掛けるなど、就職に対する意欲を高める取組を進めます。	障がい福祉課
就労継続への支援	一般就労に向けて訓練が必要な障がいのある人に、生産活動の機会を提供し、必要な訓練等を実施します。	障がい福祉課
地域活動支援センターの活用	地域活動支援センターを支援し、障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会、社会との交流促進の場を提供します。	障がい福祉課
知的障がいのある人への技能訓練	知的障がいのある人を対象に「職親」の下で生活指導や技能習得訓練を実施します。	障がい福祉課
官公需における受注機会の拡大	「東広島市物品調達等及び委託役務における障害者多数雇用事業者の取扱い要領」に基づき、入札等の実施にあたっては、物品役務等競争入札参加資格申請において認定された障害者多数雇用事業者から、優先的に調達する制度の周知を図ります。	障がい福祉課
工賃アップに向けた取組	福祉的就労における工賃アップに向け、自立支援協議会において情報の共有や工賃の向上についての意見交換を実施します。	障がい福祉課
農福連携の推進	農福連携コーディネーターを配置し、就労継続支援事業者と農業法人、認定農業者とのマッチングを行うとともに、市内で「ノウフクマルシェ」を開催し、農福連携の周知を図ります。	障がい福祉課



施策分野 7 健康づくりへの支援の充実

1 健康づくり・健康管理の推進

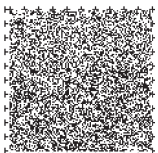
【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、地域で安心して暮らすために必要な支援として「医療や生活に係る費用負担の軽減」をはじめ「病院や施設、市などの連携」「相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえること」が求められています。

- 障がいのある人への健康づくりの推進をはじめ、疾病の発生予防や早期発見など、健康管理に向けたライフステージやニーズに応じた取組の充実が必要です。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
健康づくりへの支援	・ 東広島市健康増進計画に基づいた、ライフステージに応じた健康づくり事業をはじめ、相談支援、子どもや高齢者の予防接種率の向上等に取り組み、市民の心身の健康づくりを支援します。	医療保健課 こども家庭課
日常的な健康管理への支援	・ 集団健診での電子申込みの実施等、各種健康診査の受診率向上に向けた取組や健診結果に基づいた保健指導を行います。また、個別性を考慮した妊娠期から子育て期の支援を推進します。	医療保健課 こども家庭課



2 医療と福祉の連携

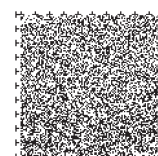
【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、地域で安心して暮らすために必要な支援として、特に知的障がいのある人では「自分の意思を正しく伝え、理解してもらえるようになること」のニーズが高くなっています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」が最も多く回答されており、特に精神障がいのある人で、ほかの障がい区分の人を大きく上回っています。

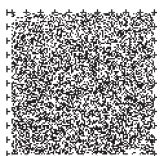
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実を図る必要があります。医療費の助成等経済的な支援やアウトリーチ支援の検討など、国や県の動向を見据えながら、支援の充実を図る必要があります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
医療との連携強化	・ 医療機関や訪問看護等との情報共有、連携を行うためのケア会議の開催、医療的ケアを要する人への支援体制の進捗状況を共有する自立支援協議会の医療連携部会の開催等、様々な方法で安心して医療が受けられるような体制の充実を図ります。	障がい福祉課
受診環境の充実	・ 障がいのある人が病状や指示等を理解できるよう、また本人が自身の病状を説明しやすくなるよう、手話通訳や要約筆記の派遣、「やさしい日本語」やコミュニケーションボード、絵カード交換式のコミュニケーションの活用などについて、医療介護関係者研修会などを通じて啓発し、医療従事者の障がいのある人に対する理解の促進や医療機関における受診環境の充実に努めます。	障がい福祉課
訪問支援	・ 自立支援協議会の精神保健福祉部会で民生委員との座談会、市の保健師と「はあとふる」のコーディネーターとの連携による支援内容の協議を通じて、安定した地域生活の継続のためのアウトリーチ支援を推進します。	障がい福祉課



取組名	取組内容	担当課
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制の強化	精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制づくりの強化を図るとともに、入院施設等から地域への移行、地域での定着の支援などを推進します。	障がい福祉課



施策分野8 安全・安心な福祉のまちづくり

1 ユニバーサルデザインのまちづくり

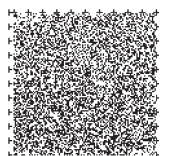
【現状と主な課題】

- 18歳未満のアンケート調査では、社会活動に参加しやすくなるために必要なこととして、身体障がいのある子どもを持つ保護者では「施設や公共交通機関のバリアフリー化」「介助者や手話通訳などの支援」が求められています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として、特に身体障がいのある子どもを持つ保護者は「障害があっても移動しやすい道路や交通機関など利便性を向上する」「災害時の避難支援体制を充実する」「施設や建物をバリアフリー化する」がそれぞれ上位に回答されています。

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが快適に、また、安全に生活することができるようユニバーサルデザインのまちづくり、バリアフリーのまちづくりについて、継続的な取組が必要です。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
福祉のまちづくり 環境整備	・ 東広島市移動円滑化基本構想に基づき、駅を中心とした地区において、道路や公園、公共交通機関などの公共公益施設のバリアフリー化を促進します。 ・ 関係機関と連携し、市内に所在する駅のバリアフリー化を推進します。	都市計画課 地域政策課



2 防災・防犯の推進

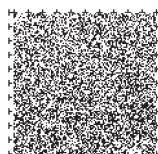
【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、近所付き合いが親密な人、また、災害時等に近所で助けてくれる人がいる人は、年齢が上がるほど多く、若い年齢層では少ないといった年齢差が顕著にみられます。
- 災害時に必要な対策としては「避難先でも適切な医療や薬を受け取ることができること」をはじめ「安全な場所まですぐに避難できる対策」「避難所生活でのプライバシーの確保」などが求められています。特に知的障がいのある人では「避難場所での介助者や支援者の確保」に対するニーズが、ほかの障がいを大きく上回っていることが特徴的です。

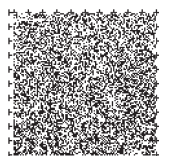
-
- 障がいのある人やその家族に対し、防災や防犯に対する意識の向上を図るため、啓発活動の推進とともに、地域と協働して、災害時の避難対策と支援体制の充実を図ることが必要です。
 - 障がいのある人など、避難行動要支援者については「東広島市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、要支援者名簿への登録の促進や地域での情報共有など、個人情報の取扱いに配慮しながら見守り活動や支え合い活動を促進し、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりが必要です。
-

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
災害時の支援	・ 東広島市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、個別計画の策定をはじめ、障がいのある人の災害時避難支援対策を推進するとともに、制度の周知を図り、住民自治協議会との連携に努めます。 ・ 災害時に支援を必要とする要支援者の名簿登録について、新たな対象者や過去の調査の未回答者に対する希望調査を実施するとともに、住民自治協議会と連携して、個別計画の策定率の向上に努めます。	地域共生推進課 障がい福祉課 危機管理課
防災ガイド等の活用	・ 災害時に障がいの特性に応じた必要な配慮が行われるよう、防災ガイド等のマニュアルを活用するとともに、自立支援協議会で防災ガイドブックを配布します。	障がい福祉課



取組名	取組内容	担当課
緊急通報システム事業の実施	一人暮らしの重度の身体障がい、知的障がいのある人等に緊急通報システムを貸与し、緊急時に通報できる仕組みを確保するとともに、制度の普及に努めます。	地域包括ケア推進課
個人での防災対策の啓発	出前講座等を実施し、自助、共助の重要性についての啓発に努めます。また、避難場所の確認や障がいのある人に必要な非常持ち出し用品の準備、医療や必要な配慮に関する情報も含めた個人情報シートの作成を促進し、平時から災害に対する準備を進めます。	危機管理課
地域での防災訓練への参加促進	平常時から、障がいのある人の地域とのつながりを強化するため、自主防災組織が中心となって実施される防災訓練へ、障がいのある人の参加を促進し、障がいのある人や支援する人の困難さの軽減に向けた取組を検討します。また、関係部局と連携し、避難行動要支援者への登録の促進を図ります。	危機管理課
防災及び災害時の支援	東広島市防災会議を開催し、東広島市地域防災計画に基づく取組を推進します。また、東広島市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関心のある人材の育成やボランティア活動の促進、地域における共助の促進を図ります。	危機管理課
避難所等における支援	避難所等で災害時の支援者が誰か分かるよう、ビブス、バンダナ等の活用を促進し、コミュニケーション支援を行います。また、聴覚障がいのある人用の情報受信装置等を設置するとともに、インフォメーションサービス事業（メール・FAX）を実施し、聴覚障がいのある人に避難所開設等の緊急情報を提供します。	障がい福祉課
避難時の支援	- 災害時に要配慮者の特性に応じて適切な避難生活ができるよう、関係課と連携し、災害時における福祉避難所の設置や運営に関する協定を結び、避難所や福祉避難所の充実に取り組みます。 - 災害時に迅速な復興活動が展開できるよう、平常時から災害への対応に関する連携を図ります。	危機管理課 介護保険課 障がい福祉課
悪質商法等の被害予防	障がいのある人が悪質商法等に巻き込まれないよう、出前講座等の開催を通じて情報提供に努めるとともに、消費生活センター等の紹介を行います。	市民生活課



3 地域福祉の推進

【現状と主な課題】

- 18歳以上のアンケート調査では、近所の人との付き合い程度は「困ったときに助け合う親しい人がいる」は1割程度で「ほとんど付き合いがない」が約4割を占めています。親しい人がいる割合は年齢が上がるほど高く、若い年齢層では付き合いが薄いといった、年齢差が顕著にみられます。特に精神障がいのある人では、近所付き合いがない人が6割近くを占め、ほかの障がいのある人の割合を大きく上回っています。

- 近所付き合いの強弱と、災害時に助けてくれる人の有無や地域活動への参加状況には相関関係がうかがえます。市民の誰もが、地域共生社会の理念を理解し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた地域福祉の推進が必要です。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
ボランティアの育成・活用	・ 市や東広島市社会福祉協議会等のボランティア組織や機能を活用し、障がいのある人のニーズに応じた活動ができるようコーディネートを行います。また、ボランティア活動支援センターで各種相談の受け付けや研修会等によるボランティアの育成、ボランティア同士の情報交換や交流を支援します。	生涯学習課 障がい福祉課
障がいのある人のボランティア活動参加支援	・ ボランティア活動を希望する障がいのある人に対して、関係機関と連携して活動への参加を支援します。また、災害時のボランティア受け入れについては、東広島市社会福祉協議会と連携を図ります。	障がい福祉課
地域における支援者の養成	・ 研修等を実施し、住民自治協議会や自主防災組織を中心とした自主的な避難所運営や防災活動を促進します。また、社会福祉協議会による防災活動リーダー養成講座等を活用して、防災に関する地域の関心を高める取組を推進します。	危機管理課
安心して生活できる体制の検討	・ 障がいのある人やその保護者等が、地域で安心して安全に暮らすことができるよう、地域生活支援システムの運営や聴覚障害者生活訓練事業、インフォメーションサービス事業を推進するとともに「はあとふる」で障がい者総合相談を実施します。	障がい福祉課

